

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

昭和 55 年には 13,863 人であった本町の人口は、行政あるいは民間による区画整理事業、インフラ整備に伴う宅地開発などの影響を受け、平成 30 年 3 月末には 32,661 人となっており、今後も、増加が見込まれている。

また、昭和 55 年には 8.3%であった高齢化率は年々上昇し、平成 30 年 3 月末には 17.3%と約 2 倍になっている。

年齢階級別人口移動の状況を見ると、平成 17 年から平成 22 年の人口移動において、30 歳代前半が大幅な転入超過となっている。一方で、同時期の 20 歳代前半が大幅な転出超過となっており、平成 2 年から平成 7 年に大幅に転入超過となっていた 10 歳未満の年代が、高校卒業後、進学や就職を機に町外へ転出しているものと推察される。現在、平成 22 年 3 月に開業した J R 新宮中央駅を核に広がる中心市街地には大型小売店舗を含む商業施設が出店したことを受けて、町内外からの集客により活気あふれる街が形成されつつある。

元気な町を創造・持続するためには、経済活動の基盤となり、多様な就業の場を提供する商工業の振興を図ることが必要である。本町には、パンや菓子などの食料品製造業、自動車関連、流通卸売業など多種多様な既存企業があり、これまでの町の発展に大きく貢献してきた。町内に居住する就業者の数は、昭和 55 年以降も増加傾向にあり、平成 22 年時点で 11,193 人となっている。部門別にみると第 3 次産業就業者の割合が 75.1%で全国平均を上回っているが、第 1 次産業就業者の割合は全国平均を 1.2 ポイント、第 2 次産業就業者の割合は 3.3 ポイント下回っている。また、町内居住者を産業大分類別に見ると、約 20%が「卸売業、小売業」分野に従事しており、次いで「製造業」の 14%、「医療、福祉」の 9.8%となっている。

今後も町経済のさらなる発展と雇用の場の拡充に向け、既存企業の活性化と大規模店舗等との共存を図っていくことが重要である。

しかし、中小企業・小規模事業者を取り巻く環境は年々厳しさを増しており、従業員の高齢化や人手不足、設備の老朽化等により技術・技能の維持が難しくなり廃業を検討するケースもある。今後、町内企業の生産性をさらに高めていかなければ、地域経済をけん引し、住民および従業員の生活の質を高め、にぎわいを生む産業活力を支えている多くの資源を将来的に失うことにもなりかねない。町はこれまでも、人手不足への対応を喫緊の課題として、女性や若者、高齢者など多様な人材の掘り起こしによる新たな働き手の確保のためセミナー等を開催するとともに、商工会および企業振興会と連携して町内企業の事業内容などを広報することで町内企業の持続および発展のため取り組んできた。

このような中、中小企業の新たな設備投資に係る固定資産税特例が創設されたことに伴い、国の施策と一体となって町内企業を支援するため、本計画を策定する。

(2) 目標

中小企業・小規模事業者の人手不足への対応を促進するため、老朽化が進む設備を生産性の高い設備に更新する等新たな設備投資により生産性の向上を図る中小企業を支援し、本町全体の生産性を押し上げることを目標とする。

計画期間中の「先端設備等導入計画」の認定件数の目標を15件とする。

指標名	1年目	2年目	3年目
先端設備等導入計画の認定数(累計)	5件(5件)	5件(10件)	5件(15件)

(3) 労働生産性に関する目標

生産性向上特別措置法第37条第1項に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本計画において定める先端設備等の種類については、中小企業者による幅広い取り組みを促すため、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項で規定する先端設備等のすべてとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

本計画において対象となる区域は、事務所等を置く中小企業者が広く制度を活用できるように町内におけるすべての地域とする。

(2) 対象業種・事業

本計画において対象となる業種および事業は、多様な業種によって構成され、地域経済をけん引するとともに雇用創出の場となっている町内の中小企業者を広く支援するために、すべてとする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、国が本計画を同意した日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間または5年間とする。ただし、償却資産の固定資産税特例については、新宮町税条例の規定に従うこととする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

(1) 雇用への配慮に関する事項

- ① 人員の削減を目的とした取り組みについては、計画認定の対象としない。
- ② 設備導入に伴う新規雇用については、労働生産性の評価にあたって不利にならないよう適切な調整を行ったうえで評価する。

(2) 計画認定の対象としない事業

- ① 町税を滞納している者が計画する事業
- ② 暴力団または暴力団員およびこれらと密接な関係を有する者が計画する事業
- ③ 公序良俗に反する事業
- ④ 町長が計画の認定を不相当と認める事業。

(3) その他

町は、導入促進基本計画の進捗状況の把握および、中小企業者の先端設備等導入計画の進捗・実施状況の把握に必要な調査を実施する。先端設備等導入を実施しようとする中小事業者は当該調査に協力する。

(備考)

用紙の大きさは日本工業規格 A 4 とする。